

平成26年10月 1日

各 部 ・ 課 長 殿

笠岡市長 三 島 紀 元

平成27年度予算編成について（通達）

平成27年度は、「第6次笠岡市総合計画」の後期基本計画の2年目となり、目指すべき都市像である「市民協働で築くしあわせなまち 活力ある福祉都市かさおか」の実現に向け、基本計画に掲げる施策を着実に前進させなければならない。

「若者や子どもが夢と希望を持ち、お年寄りや体の不自由な方々が安心して暮らせるまち」にするために、市民の皆様の「思い」に耳を傾けながら、「笠岡に住んでいてよかった」「笠岡にずっと住みたい」と幸せを実感できるよう各種施策を推進する。

特に「教育の充実」「子育て支援」「防災・減災対策」「産業振興」については、重点分野として位置付け、「教育と人づくり」と「安心・安全で住みよいまちづくり」に関する施策や「産業振興ビジョン」に掲げた施策を積極的に推し進める。

さらに、定住促進事業は、より効果的に実施するため、これまでの検証と内容の見直しを図った上で、継続して推進する。「まちづくり協議会」との協働事業は、自治基本条例に掲げる自治の基本理念のもと、地域の自主性を尊重し、それぞれの地域に合った取組みを推進する。

一方、一般財源の見込は、平成26年度当初予算を下回る見込であり、予算編成は非常に厳しいものになると予想される。地方財政対策では、平成26年度と同水準の一般財源を確保するとされているが、市税収入が低い水準にも関わらず、地方交付税額は年々減額となっており、今後も厳しい状況が続く見通しである。

平成27年度予算編成にあたっては、こうした厳しい状況であっても、暮らしやすさを実感できる諸施策を展開し、「誰もが安心していきいきと暮らせるまち ひと夢も輝くかさおか」を実現するため、枠配分方式を採用し、事業の選択と集中を図ることとする。

また、第7次笠岡市行政改革大綱の基本方針に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用し、適正な財政運営を継続することを予算編成の基本とする。

このため、各部・課長のリーダーシップのもと、全職員が「笠岡市を良くしようとする情熱」と「挑戦する気持ち」を持って、前例にとらわれることなく、すべての事務事業の精査と審査を徹底し、市民の「思い」を受けた、信頼される市役所づくりを進めるとともに、市民の行政に対する満足度を上げられるよう予算編成に取り組む。

1 予算要求基準について

- (1) 第6次笠岡市総合計画の後期基本計画に基づいて要求する。
 - ① 本年7月に実施した施策評価の結果を反映させる。
 - ② 事前評価の対象事業は、その評価結果によることとするが、条件付き採択とされた事業は、評価意見を反映させ予算要求する。
 - ③ 実施計画に計上されていない経常経費や義務的経費等についても、予算見積は、歳入・歳出とも年間予算として要求する。
- (2) 第7次笠岡市行政改革大綱の基本方針により、行政改革の具体的な内容を実現する。
特に、行政サービスの質の向上については、全庁的な取組みとして積極的に推進する。
- (3) 平成26年度版笠岡市財政運営適正化計画による財政健全化の具体的な方策を実現する。
- (4) 公共施設の長寿命化を図るため、適正な維持管理を行う。

2 予算配分方法について

～～平成27年度の一般財源の見通しと枠配分について～～

景気は緩やかな回復基調とされているが、市税収入は、平成26年度当初予算より減収となる見通しである。

また、地方交付税についても、平成26年度当初予算と比較して、約2億円の減になると見込んでいる。さらに、地方財政対策では、地方交付税の一層の削減が検討されており、予算編成の終盤まで予断を許さない状況である。

こうした厳しい一般財源の見込の中にあっても、適正な財政運営を継続し、事業の重点化を図るため、**一般会計については、枠配分方式**により予算を編成する。

(1) 政策チャレンジ・未来づくり枠

次のいずれかに該当するものを採択し、所要の一般財源について別枠で確保する。

- ① 市長公約事業
「誰もが安心していきいきと暮らせるまち ひと夢も輝くかさおか」の実現に向けて、戦略的・先行的に取り組む事業
- ② 定住促進事業
「ずっと住み続けたいまち」の実現に向けて、重点的に取り組む事業
- ③ 平成26年度市民意識調査により「強化領域」に位置付けられた施策分野の事業
- ④ 平成26年度施策評価により進行が遅れている施策の推進に必要な事業
(対象事業整理表はP6のとおり)

- ① 広く各課から事業募集を行い、事前評価を経て、戦略的・先行的・重点的事業の位置づけを明確にし、庁議に諮り市長決定とする。
- ② 定住促進事業については、定住促進本部会で採択決定する。
- ③ 新規事業については、既存事業のスクラップに努めることで事業費の財源を確保する。
- ④ 政策チャレンジ・未来づくり枠の一般財源総額は別に規定する。

(2) **施設長寿命化枠**（一般会計・特別会計）

公共施設の延命化を図るため、例年並みの予算では対応できない施設の修繕費等（設備の更新を含む）について、緊急度などの優先順位により別枠で確保する。

- ※ 毎年度予算措置のある維持補修費については、平成26年度当初予算額（施設長寿命化枠を除く）を超える部分について対象とする。
- ※ 特別会計については、一般会計からの繰出金に枠を加算する。
- ※ 事前評価シートに平成27年度で施工すべき理由と平成28年度以降の修繕計画を記載する。

(3) **土地開発公社経営健全化枠**（一般会計）

笠岡市土地開発公社経営健全化計画による健全化策を進めるため、所要の一般財源について別枠で確保する。

(4) 特殊要因

義務的経費等や長期債務負担設定分は、削減が不可能な経費として、所要の一般財源について別枠で確保する。

義務的経費等	公債費， 退職手当 (退職手当準備基金積立金を含む) 扶助費法定分，特別会計保険給付費法定分（一般会計支出ベース） 他会計公債費・ 他会計退職手当 （一般会計支出ベース） 県営事業負担金 選挙費 市町村総合事務組合負担金（非常備消防費）
長期債務負担 設定分	償還助成利子補給，長期継続契約対象経費

- ※ 扶助費法定分，保険給付費法定分は過大見積をしない。
- ※ 一組会計，病院会計は，定年退職手当を直接，職員課に確認する。
- ※ **単年度のみ**の経費など，上記以外の特殊要因については，個別に財政課協議とする。

(5) 職員給

- ① 一般職の給料，職員手当等，共済費は，財政課で一括して査定する。
- ② 全会計の小事業別に一般財源を集計する。**【退職手当は，特殊要因に計上する。】**
 - ※ 一部事務組合は，笠岡市の負担率により算出する。

(6) 調整枠

機構改革，制度変更等による一定の調整枠を設ける。

(7) 再チャレンジ調書（一般会計・特別会計）

潜在的な財政需要を把握するため，枠配分予算編成の中でやむを得ず削減した事業については，再チャレンジ調書に資料を添付して提出する。

(8) 通常枠

- ① 各部署一般財源配分額（通常枠分）は，平成 27 年度歳入一般財源総額から「政策チャレンジ・未来づくり枠」「施設長寿命化枠」「土地開発公社経営健全化枠」「特殊要因」「職員給」に係る一般財源を控除した額とする。
- ② 各部署への一般財源配分額は，平成 26 年度当初予算の「通常枠分」の額を基礎数値として按分を行う。
- ③ 所属部は，次のとおりとする。（部に属さない単独部署は，部署単位の配分とする。）

政 策 部	
危機管理部	
総 務 部	市民病院，水道課，西南水道
市民生活部	西部衛生組合，西部環境組合
健康福祉部	老人ホーム組合
建設産業部	
上下水道部	下水道課
教育委員会	中学校組合
	定住促進センター，会計課，議会事務局，監査委員事務局， 選挙管理委員会事務局，地区消防組合

※ 下水道事業特別会計について

市債の発行額（8 億円以内）と繰入金（10 億円以内）の上限を設定する。

※ 特別会計，企業会計，一部事務組合に関する事項

予算編成にあたっては，一般会計に準じて編成するものとするが，独立採算を基本として安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう，事業会計等としての認識を新たにし，経営の簡素合理化・効率化に努めるとともに，積極的に歳入の確保を図り，健全な運営に努める。

3 建設事業債発行額（一般会計）について

(1) 発行上限額を **10億円以内**とする。

- | | | |
|---------------|--------------|-------------------|
| ① 事前評価対象ハード事業 | 5億円以内 | ※ 一般財源の上限を2億円とする。 |
| ② その他ハード事業 | 5億円以内 | |

(2) 耐震化事業及び防災・減災事業については、別枠とする。

4 普通建設事業に関する事項について

- | |
|---|
| ① 計画的な事業実施を基本として、1年目は全体計画、他事業との関連、投資効果、位置の決定、完成後の管理運営方法について検討し、2年目は新たに用地を必要とするものは確保し、また、許認可等の見通しを立て、3年目以降で実施設計、工事を施工するという基本方針に基づいて計画する。 |
| ② 各種施設の建設事業については、用地の有効利用、施設の果たす機能、完成後の運営方法（管理運営経費の軽減策等）を明確にする。 |
| ③ 補助事業に伴う事務費については、人件費を最大に設定し、需用費、役務費等の経常経費に充当する。 |
| ④ 毎年度、多額の繰越事業が発生している担当課については、年次的にその解消を図る。 |
| ⑤ 土地開発基金で用地先行取得しているものは、事前に関係課を含めて財政課と協議のうえ、買い取り計画を策定する。 |

5 全般的事項について

- | |
|---|
| ① 市民協働の視点から各事務事業を再度見直し、市民の満足度を高めるよう努める。 |
| ② ソフト事業の委託については、事業内容を毎年精査し見直しを行う。この際、実施主体(市)としての主体性をもって事業計画を作成し委託すること。 |
| ③ 市民サービスの品質向上や事務改善に繋がる事業を積極的に発案する。 |
| ④ 従前の予算、決算における市議会の要望事項を反映させる。 |
| ⑤ 市民要望の実施事業の選択にあたっては、市民生活に直結した緊急度の高い事業を優先し、実施手法・財源的な事業手法等を十分検討し、的確に応えうる施策の展開に努める。
なお、新規施策は、安易に単独事業とせず、補助事業等としての調査・検討を十分に行う。
一方、存続する意義の薄れた事業や投資効果の少ない事業については、積極的に廃止・縮小を行う。 |
| ⑥ 既定の事業計画等であっても、将来の財政運営との整合性を考慮し、長期的、総合的な展望の下に、単年度に財政負担が集中しないよう可能な限り平準化を図る。
また、事業実施に伴う後年度の財政負担を明らかにするとともに、新規施策はもとより、既存の事業についても可能な限り終期を設定する。 |
| ⑦ 消費税率改正の影響については、国の改正時期決定を受けて、反映させることとする。 |

平成26年度事前評価対象事業一覧表（平成27年度当初予算用）

	対象事業	対象事業	
		対象事業	対象
対象会計	対象事業	新規	継続
政策チャレンジ・未来づくり事業	①「誰もが安心していきいきと暮らせるまち ひと夢も輝くかさおか」(市長公約)の実現に向けて、戦略的・先行的に取り組む事業 ②「ずっと住み続けたいまち」の実現に向けて、重点的に取り組む事業(定住促進事業) ③平成26年度の市民意識調査で、「強化領域」に位置づけられた施策分野の事業 ④平成26年度の施策評価で、進捗が遅れているC評価施策の推進を図るために必要な事業 ※政策チャレンジ・未来づくり事業の詳細については、別紙を参照のこと	◎*1	◎
施設長寿命化事業	公共施設の延命化を図るための、例年並みの予算では対応できない施設の修繕費等(設備の更新を含む) ※毎年度予算措置のある維持補修費については、平成26年度予算を超える部分	◎	◎
ハード事業	○全体事業費3千万円、又は全体の一般財源1千万円以上の普通建設事業 ※毎年度予算措置のある維持補修費を除く(施設長寿命化事業については、上段のとおり)	○	○
小規模ハード事業	○全体事業費1千万円以上3千万未満又は全体の一般財源500万円以上1千万円未満の普通建設事業 ※毎年度予算措置のある維持補修費を除く(施設長寿命化事業については、上段のとおり)	○	×
イベント事業	○不特定多数の人が参加または観客となり、実施期日が指定されている行事、催し物等 ※イベント事業に対する補助金も含む	○	△**2
負担金交付及び補助金	①新規制度による償還助成、利子補給 ②各種協議会等負担金、年会費(出席者負担金、特別職に係るものを除く) ③個人への補助金、助成金、給付金(職員研修、職員互助会に係るものを除く) ④地区、団体、法人等への運営補助金、事業補助金	○	△
ソフト事業	上記以外で ①事業費100万円以上の事業(公共施設維持管理経費は除く) ②単市扶助費及び国県事業への単市上乗せ扶助費で、100万円以上のもの	○	△

■次の事業は作成不要

- ①県営事業負担金、下水道受益者負担金、他会計への負担金補助金
- ②国の法令等に基づき実施が義務づけられている事業であって、その事業費が国の法令等により定まっているもの(医療給付・生活保護扶助費等)
- ③全額、国・県支出金事業又は受託事業(緊急雇用、統計、選挙等)ただし、新規事業及び、実施計画に記載のない事業については、企画政策課・財政課と協議
- ④補助金交付要綱により補助が定められているもの(新規要綱作成又は補助基準など要綱改正の場合は評価対象とする)
- ⑤従前と同機能の備品のリプレース

■表の区分で重複する事業がある場合、上の位置の区分を優先とする。(ハード → 小規模ハード → イベント → 補助金等 → ソフト)

★100%補助金の事業でも、後年度負担が伴う事業又は複数年度にわたり実施する事業については、事前評価の対象とする。

■不明の場合は企画政策課に協議

■※1「◎」…別枠予算とする。

■※2「△」…平成26年度までに着手した事業であって、国・県補助金等が廃止され単市で行う事業又は事業最終後に継続する事業は事前評価の対象とする。

6 歳入に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 歳入全般にわたって、各種資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ**経済の見通し、国、県の予算編成に十分留意する。**

(2) 市税（地方譲与税等を含む）

- ① 今後における経済動向、**税制改正**及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込みを算定する。
- ② 賦課徴収事務の合理化、課税客体の完全な把握と徴収率の向上に努め、積極的に税収の確保を図る。

(3) 国・県支出金

- ① 防災対策や教育、子育て支援、エネルギー・環境、地域活性化策など、新たな分野への補助金等の組み換えが予想されるところであり、従来型事業の縮小や新規事業の創設など、国・県の情報を収集し、財源確保に努める。
- ② 本市の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについて実施する。
- ③ 補助基本額、補助率を明記する。
- ④ **新規事業は、補助金等の名称、種類など県の担当者によく確認する。**
- ⑤ 支出科目（節）が補助対象経費と合致しているかなど、補助要綱で確認する。

(4) 繰入金

- ① ふるさと納税による**「ふるさと笠岡思民基金」を積極的に活用する。**
「カブトガニ」「笠岡諸島」「笠岡湾干拓」「笠岡っ子の育成」「笠岡の歴史と伝統文化の保存」「地域コミュニティとの協働」、その他寄附者の意向に沿う事業が対象。
※充当可能額については、総務課へ確認する。

(5) 市債

- ① 市債償還が後年度への負担となり、財政硬直化の大きな要因となることを十分認識し、計画的な活用を図ることを基本として、適債事業を厳選し正確に算定する。
- ② 充当率は別紙のとおりとする。対象事業費、充当率を明記する。

(6) その他

- ① 市税、使用料、負担金等に係る過年度未収金については、整理計画を立て、その完全回収に努める。
- ② 一般会計以外の基金利子、預金利子は、一般会計の利率と整合を図る。

7 歳出に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 事務事業のコストを常に意識し、行政の守備範囲を模索し、住民サービスと負担の公平確保、節減合理化に努める。
- ② 新規事業については、総合的、長期的観点から特に必要性、緊急性、行政効果、財政負担等を十分検討し、その実施にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるよう工夫に努める。
- ③ **国、県補助金等が廃止・縮小されるものは、当該事業もあわせて廃止・縮小することを基本とするが、終期が設定されている新規補助事業は、補助金廃止後の事業継続の方向性について、あらかじめ方針を決定し、事業を立ち上げる。**
- ④ 「笠岡市環境基本条例」及び「笠岡市環境基本計画」により、環境負荷の低減に努める。

(2) 人件費

- ① 給与費の算定については、**10月中旬**に配付される職員課からの算出資料等を参考に見積る。
- ② **報酬については、新規分は要求書積算欄に根拠条例を明記する。**
- ③ イベント・行事に係る時間外勤務等については、代休の取得を基本とする。
- ④ 各会計における退職手当については、定年退職分は当初予算での措置とする。また、一般会計の定年退職手当は、「退職手当準備基金」により、年度間の平準化を図ることとする。
- ⑤ 退職手当準備基金の繰入・予算積立は、職員課で行う。

(3) 賃 金

- ① 賃金、社会保険料の算定については、**10月中旬**に配付される職員課からの算出資料等を参考に見積る。
- ② 臨時業務がある場合でも、業務内容・人員・日数等を十分精査し、可能な限り事務の合理化等で対応すること。単価については、現行単価とする。
- ③ 嘱託職員に係る給料手当は、「賃金」の細節「嘱託職員賃金」で要求する。
- ④ 臨時職員に係る賃金は、一般会計について、病休・産休・育休代員を除き、各部署の予算要求とする。

(4) 旅 費

- ① 同一事業に係る出張は1名とし、定例的な大会・研修会等の形式的な出席は控える。
- ② **地球温暖化防止の観点から、岡山市等への遠距離の公用車出張は極力控え、公共交通機関利用とし、旅費で要求する。**

(5) 需用費

- ① 消耗品費
 - ・消耗品等については、可能な限り部単位やフロア単位の一括管理とし、事業事務費以外は予算の集中を図り経費節減する。

- ・コピー代及び郵便料は、各部主務課での予算措置を基本とする。
- ② 食糧費
 - ・日当、費用弁償等を支出している会議等の茶菓子及び昼食は、再検討するとともに、会議時間等の調整により最小の経費を計上する。
- ③ 燃料費，光熱水費
 - ・過去3年の決算及び本年度直近の実績表を添付する。

(6) 委託料

- ① 定例的に委託している事業について、安易に前年度実績にとられることなく、ゼロベース予算の考えで委託内容を必ず精査・再検討し計上する。
- ② 長年、随意契約となっているものは、競争原理の導入や長期継続契約への検討などを進める。
- ③ 測量設計等については、極力、職員で行い最小の経費で計上する。
- ④ 民間への委託が可能と認められる業務は、事業効果，経済効果を検討した上で積極的に委託する。
- ⑤ **市民活動団体が、その技術や専門性などを発揮して実施することによって、より事業効果を期待できる事業は、市民協働の手段の一つとして、事業費を適切に積算し委託する。**
- ⑥ 基幹系電算委託業務は、総務課が査定・通知する額とする。(10月中旬までに通知)
新規電算委託業務も総務課の評価・査定となることから、早めに協議検討する。

(7) 工事請負費

- ① 民間の建設コスト等と比較し、割高となっている工事のコスト縮減に取り組む。
- ② **補助事業については、補助率・額の改廃に留意し、関係機関と連絡を密にし、年度途中で大きな変更のないよう特に注意する。**
- ③ 予算要求額は、原則として概算設計に基づいて対応するとともに、過大な設計内容とならないよう特に注意する。

(8) 備品購入費

- ① 買替備品については、購入年月日等参考事項を記入する。
- ② 購入価格が3万円未満のものは、需用費の消耗品費での計上を基本とする。
- ③ 参考図書にあつては、追録が必要なものは原則として認めない。
- ④ パソコンの購入は、総務課の要求単価にあわせ、一括入札に参加する。その他IT機器等の単価は、事前に財政課に相談する。
- ⑤ **公用車の買替えは、環境に配慮した低公害車を基本とする。**
予算要求書に登録年月日，走行距離を記入する。
11年以上又は11万キロ以上の条件を満たしていること。
自動車も複数課一括入札とする。(経費等の詳細については、財政課管財係に問い合わせる。)

(9) 負担金補助及び交付金

- ① 各種団体に対する運営補助金については、被交付団体の決算書により前年度繰越金の状況等を精査し、適切な補助額を算出する。
- ② 行政の守備範囲を明確にし、公共性・必要性・行政効果等全面的な見直しを行い、被交付団体の事務事業の実態を把握し、総合的な見地から廃止・縮小・統合等、整理合理化を積極的に進める。
- ③ 協議会等への会費・負担金については、徹底的に見直し、食糧費等を含む場合は、事務局と協議して減額する。
- ④ 市民活動への補助については、協働の観点から市民の自治活動としての効果的な広がりを十分考慮する。

(10) 公債費

- ① 一般会計以外の長期債・一時借入金利子は、一般会計の利率と整合を図る。